

第50号議案

神戸市立区民センター条例の一部を改正する条例の件
神戸市立区民センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年6月19日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立区民センター条例の一部を改正する条例
(区民センター条例の一部改正)

第1条 神戸市立区民センター条例(昭和56年8月条例第21号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神戸市立文化センター条例

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 市民の健康及び福祉の増進並びに文化の向上を図るとともに、地域活動の振興及び市民相互の交流に資するため、神戸市立文化センター(以下「センター」という。)を設置する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
神戸市立東灘区文化センター	神戸市東灘区住吉東町5丁目1番16号
神戸市立灘区文化センター	神戸市灘区深田町4丁目1番39-401号
神戸市立灘区民ホール	神戸市灘区岸地通1丁目1番1号
神戸市立葺合文化センター	神戸市中央区熊内橋通7丁目1番13号及び旗塚通4丁目4番1号
神戸市立生田文化会館	神戸市中央区中山手通6丁目1番40号
神戸市立兵庫区文化センター	神戸市兵庫区羽坂通4丁目1番1号

神戸市立北区文化センター	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目22番1号及び26番1号	
神戸市立北神区文化センター	神戸市北区藤原台中町1丁目3番1号	
神戸市立長田区文化センター	本館	神戸市長田区若松町5丁目5番1号
	別館	神戸市長田区若松町4丁目2番15号
神戸市立須磨区文化センター	神戸市須磨区中島町1丁目2番3号	
神戸市立北須磨文化センター	神戸市須磨区中落合3丁目1番2号	
神戸市立垂水区文化センター	神戸市垂水区日向1丁目5番1号	
神戸市立西区文化センター	神戸市西区糺台5丁目6番地の1	

第3条第1号中「地域活動及び」を「市民の健康及び福祉の増進並びに」に改め、同条第2号中「地域各種団体」の前に「地域活動の振興及び」を加える。

第6条中「規則で定めるところにより、」を削る。

第7条中「若しくは第1条に規定する目的以外の」を削る。

第9条中「独占的な」を削る。

第10条第2項中「その他第1条の目的以外の」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

センター	施設
東灘区文化センター	大ホール 会議室 多目的ホール 料理教室 和室 衣服文化室 音楽室 視聴覚室 美術室 陶芸室 図書コーナー 青少年コーナー ロビーその他の便益施設
灘区文化センター	会議室 料理教室 美術室 工芸室

	服飾室 音楽室 陶芸室 和室 伝承芸能室 体育室 老人談話室 ロビーその他の便益施設
灘区民ホール	大ホール 会議室 音楽室 ロビー その他の便益施設
葺合文化センター	大ホール 大ホール附属室 会議室 多目的室 和室 ロビーその他の 便益施設
生田文化会館	大ホール 会議室 多目的ホール 料理教室 和室 衣服文化室 音楽 室 視聴覚室 美術室 陶工芸室 体育室 青少年コーナー ロビーそ の他の便益施設
兵庫区文化センター	会議室 料理教室 講習室 美術室 日曜大工室 服飾室 音楽練習室 体育館 青少年ホール ロビーそ の他の便益施設
北区文化センター	大ホール 会議室 多目的ホール 研修室 料理教室 和室 音楽室 トレーニング室 体育館 談話室 ロビーその他の便益施設
北神区文化センター	大ホール 会議室 多目的ホール 和室 音楽室 美術室 陶工芸室 青少年コーナー 駐車場 ロビーそ の他の便益施設
長田区文化センター	本館 会議室 音楽鑑賞・会議室 講習室 美術室 多目的 ホール 染色室 文化教室 和室 陶芸室 体育館

		老人談話室 青少年ホール ロビーその他の便益施設
	別館	大ホール 会議室 講習室 多目的室 和室 料理教 室 ロビーその他の便益施 設
須磨区文化センター		大ホール 会議室 料理教室 和室 衣服文化室 音楽室 美術室 陶 工芸室 区民ギャラリー 談話室 青少年コーナー ロビーその他の便 益施設
北須磨文化センター		プール 体育館 柔剣道室 トレー ニング室 集会室 料理室 音楽室 美術室 陶芸室 工芸室 ロビー その他の便益施設
垂水区文化センター		大ホール 会議室 講習室 料理教 室 美術室 多目的ホール 木工工 芸室 音楽練習室 和室 体育館 トレーニング室 ギャラリー 青少 年コーナー ロビーその他の便益施 設
西区文化センター		大ホール 会議室 多目的ホール 料理教室 和室 衣服文化室 音楽 室 視聴覚室 美術室 陶工芸室 区民ギャラリー 青少年コーナー ロビーその他の便益施設

備考

- 1 葺合文化センターの施設のうち、神戸市中央区熊内橋通7丁目1番13号に存するものは大ホール及び大ホール附属室を除いた施設であり、神

戸市中央区旗塚通4丁目4番1号に存するものは大ホール，大ホール附属室及びロビーその他の便益施設である。

2 北区文化センターの施設のうち，神戸市北区鈴蘭台西町1丁目22番1号に存するものは大ホール，多目的ホール及び音楽室を除いた施設であり，神戸市北区鈴蘭台西町1丁目26番1号に存するものは大ホール，多目的ホール，音楽室及びロビーその他の便益施設である。

別表第2第1号ア中「東灘区民センター本館」を「東灘区文化センター」に，同号ク中「西区民センター」を「西区文化センター」に改め，同号中クをスとし，同号キ中「須磨区民センター」を「須磨区文化センター」に改め，同号中キをコとし，コの次に次のように加える。

サ 北須磨文化センター

施設			利用料金（単位 円）							個人使用の場合	団体使用の場合
名称	面積 （単位 平方 メートル）	定員 （単位 人）	専用使用の場合								
			午前 （午前 9時から 正午まで）	午後 （午後 1時から 午後5時 まで）	夜間 （午後 5時30分 から午後 9時まで）	午前・ 午後 （午前 9時から 午後5時 まで）	午後・ 夜間 （午後 1時から 午後9時 まで）	終日 （午前 9時から 午後9時 まで）	時間利 用		
プール								120,000		15歳以上の者（中学生を除く。）1人1回 600円 中学生以下の者 1人1回 300円 回数利用券による場合 11回につき15	20人以上50人未満の団体 個人使用の1割引 50人以上の団体 個人使用の2割引

											歳以上の者 (中学生を除く。) 6,000 (中学生以下の者) 3,000
体育館	全面	690		5,400	7,200	6,300	11,300	12,200	16,100	1時間 1,800	
	半面	345		2,700	3,600	3,150	5,650	6,100	8,050	1時間 900	
	バドミントンコート									1面1時間 350	
柔剣道室	156		1,700	2,200	1,900	3,500	3,700	4,900	卓球台 1台2時間 300	1人1時間 250	
トレーニング室	112									1人1時間 250 回数利用券による場合 1時間を1回とし11回につき 2,500	
大会議室	234	250	10,000	13,400	11,700	21,100	22,600	29,800			
中会議室	64	30	2,700	3,700	3,200	5,800	6,200	8,200			
小会議室1	30	10	1,300	1,700	1,500	2,700	2,900	3,800			
小会議室2	36	15	1,500	2,100	1,800	3,200	3,500	4,600			
小会議室3	44	20	1,900	2,500	2,200	4,000	4,200	5,600			

小会議室 4	56	30	2,400	3,200	2,800	5,000	5,400	7,100			
小会議室 5	40	20	1,700	2,300	2,000	3,600	3,900	5,100			
和室 1	54	30	2,300	3,100	2,700	4,900	5,200	6,900			
和室 2	45	25	1,900	2,600	2,300	4,100	4,400	5,800			
和室 3	45	25	1,900	2,600	2,300	4,100	4,400	5,800			
特別会議室	33	10	1,400	1,900	1,700	3,000	3,200	4,300			
料理室	122	40	6,800	9,100	7,900	14,300	15,300	20,200			
音楽室	109	40	5,100	6,800	6,000	10,700	11,500	15,200			
美術室	84	40	4,000	5,300	4,600	8,400	8,900	11,800		1人1時間 200	
陶芸室	98	40	4,600	6,200	5,400	9,700	10,400	13,800		1人1時間 200	
工芸室	59	30	2,800	3,700	3,200	5,900	6,200	8,200		1人1時間 200	

シ 垂水区文化センター

施設			利用料金 (単位 円)								
名称	面積 (単位 平方 メートル)	定員 (単位 人)	専用使用の場合							個人使用の場合	
			午前 (午前 9時から 正午まで)	午後 (午後 1時から 午後5時 まで)	夜間 (午後 5時30分 から午後 9時まで)	午前・ 午後 (午前 9時から 午後5時 まで)	午後・ 夜間 (午後 1時から 午後9時 まで)	終日 (午前 9時から 午後9時 まで)	時間外 の使用 につき		
大ホール	501	572	21,500	28,700	25,100	45,100	48,400	63,900	7,200		
会議室	中	66	30	2,800	3,800	3,300	5,900	6,400	8,400	1,000	
		48	24	2,100	2,700	2,400	4,300	4,600	6,100	700	
		47	22	2,000	2,700	2,400	4,200	4,500	6,000	700	
	小	42	20	1,800	2,400	2,100	3,800	4,100	5,400	600	
		37	20	1,600	2,100	1,900	3,300	3,600	4,700	600	
		29	10	1,200	1,700	1,500	2,600	2,800	3,700	400	
		14	6	600	800	700	1,300	1,400	1,800	200	
講習室	73	32	3,100	4,200	3,700	6,600	7,000	9,300	1,100		
料理教室	119	36	6,600	8,800	7,700	13,900	14,900	19,700	2,200		
美術室	99	40	4,700	6,200	5,500	9,800	10,500	13,900	1,600	1人1時間 につき 150	
多目的	132	96	5,700	7,600	6,600	11,900	12,700	16,800	1,900		

ホール											
木工工芸室	77	30	3,600	4,800	4,200	7,600	8,200	10,800	1,200	1人1時間につき 150	
音楽練習室	77	30	3,600	4,800	4,200	7,600	8,200	10,800	1,200		
和室	72	30	3,400	4,500	4,000	7,100	7,600	10,100	1,200		
体育館	562		4,400	5,800	5,100	9,200	9,900	13,000	1,500		
バドミントンコート			1面 2時間につき 700								
卓球台			1台 2時間につき 300								
トレーニング室	210		9,000	12,000	10,500	18,900	20,300	26,800	3,000	1人2時間につき 300	

別表第2第1号カ中「北神区民センター」を「北神区文化センター」に改め、同号中カをクとし、クの次に次のように加える。

ケ 長田区文化センター

施設			利用料金(単位 円)							個人使用の場合
名称	面積 (単位 平方 メートル)	定員 (単位 人)	専用使用の場合							
			午前 (午前 9時から 正午まで)	午後 (午後 1時から 午後5時 まで)	夜間 (午後 5時30分 から午後 9時まで)	午前・ 午後 (午前 9時から 午後5時 まで)	午後・ 夜間 (午後 1時から 午後9時 まで)	終日 (午前 9時から 午後9時 まで)	時間外 の使用 (1時間 につき)	
大ホール	580	414	24,900	33,200	29,000	52,300	56,000	74,000	8,300	
会議室	大	384	400	16,500	22,000	19,200	34,600	37,100	49,000	5,500
	中	101	70	4,300	5,800	5,100	9,100	9,700	12,900	1,500
		55	30	2,400	3,100	2,800	5,000	5,300	7,000	800
	小	57	24	2,400	3,300	2,900	5,100	5,500	7,300	800
		36	24	1,500	2,100	1,800	3,200	3,500	4,600	500
	29	18	1,200	1,700	1,500	2,600	2,800	3,700	400	
音楽鑑賞・会議室	36	20	1,700	2,300	2,000	3,600	3,800	5,100	600	
講習室	70	54	3,300	4,400	3,900	6,900	7,400	9,800	1,100	
	60	42	2,600	3,400	3,000	5,400	5,800	7,700	900	1人1時間につき 150
		36								
		24								

美術室	97	45	4,600	6,100	5,300	9,600	10,300	13,600	1,600	1人1時間につき 150	
多目的ホール	76	45	3,600	4,800	4,200	7,500	8,100	10,700	1,200		
多目的室	105	48	5,000	6,600	5,800	10,400	11,100	14,700	1,700		
染色室	86	40	4,100	5,400	4,700	8,500	9,100	12,100	1,400	1人1時間につき 150	
文化教室	77	40	3,600	4,800	4,200	7,600	8,200	10,800	1,200	1人1時間につき 150	
和室	81	50	3,800	5,100	4,500	8,000	8,600	11,400	1,300		
	44	18	2,100	2,800	2,400	4,400	4,700	6,200	700		
陶芸室	85	20	4,000	5,300	4,700	8,400	9,000	11,900	1,400	1人3時間につき 450	
料理教室	95	37	5,300	7,100	6,200	11,100	11,900	15,800	1,800		
体育館	全面	1,000		7,800	10,400	9,200	16,400	17,600	23,200	2,600	
				15,600	20,800	18,400	32,800	35,200	46,400	5,200	
	片面	500		3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,600	1,300	
	バドミントンコート				1面 2時間につき 700						
	卓球台				1台 2時間につき 300						
トレーニング室	270	60	11,600	15,400	13,500	24,300	26,100	34,500	3,900	1人2時間（2時間未満の端数は、2時間として計算する。以下同じ。）につき 300	

備考

- 1 会議室にあっては大，中（面積が55平方メートルのもの）及び小（面積が36平方メートルのもの）は本館に，中（面積が101平方メートルのもの）及び小（面積が57平方メートル及び29平方メートルのもの）は別館に，講習室にあっては面積が60平方メートルのものは本館に，面積が70平方メートルのものは別館に，和室にあっては面積が81平方メートルのものは本館に，面積が44平方メートルのものは別館に，それぞれ置く。

2 体育館の全面を使用する場合の利用料金については、体育競技に使用するときには上段に掲げる金額を、それ以外の目的のために使用するときには下段に掲げる金額を適用する。

別表第2第1号オ中「北区民センター」を「北区文化センター」に改め、同号中オをキとし、エをオとし、オの次に次のように加える。

カ 兵庫区文化センター

施設			利用料金(単位 円)									
名称	面積 (単位 平方 メートル)	定員 (単位 人)	専用使用の場合								個人使用の場合	
			午前 (午前 9時から 正午まで)	午後 (午後 1時から 午後5時 まで)	夜間 (午後 5時30分 から午後 9時まで)	午前・ 午後 (午前 9時から 午後5時 まで)	午後・ 夜間 (午後 1時から 午後9時 まで)	終日 (午前 9時から 午後9時 まで)	時間外 の使用 につき			
会議室	大	90	54	3,900	5,100	4,500	8,100	8,700	11,500	1,300		
	中	61	45	2,600	3,500	3,100	5,500	5,900	7,800	900		
	小	45	26	1,900	2,600	2,300	4,100	4,300	5,700	700		
		42	27	1,800	2,400	2,100	3,800	4,100	5,400	600		
		39	15	1,700	2,200	2,000	3,500	3,800	5,000	600		
特別会議室	52	21	2,500	3,300	2,900	5,200	5,500	7,300	900			
料理教室	114	48	6,400	8,500	7,400	13,400	14,300	18,900	2,200			
講習室	109	72	4,700	6,200	5,500	9,800	10,500	13,900	1,600			
美術室	105	40	5,000	6,600	5,800	10,400	11,100	14,700	1,700	1人1時間につき 150		
日曜大工室	87	39	4,100	5,500	4,800	8,600	9,200	12,200	1,400	1人1時間につき 150		
服飾室	77	42	3,600	4,800	4,200	7,600	8,200	10,800	1,200			
音楽練習室	110	40	5,200	6,900	6,100	10,900	11,700	15,400	1,800			
体育館	全面	1,086		7,800	10,400	9,200	16,400	17,600	23,200	2,600		
				15,600	20,800	18,400	32,800	35,200	46,400	5,200		
	半面	500		3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,600	1,300		
	バドミントンコート			1面 2時間につき 700								
	卓球台			1台 2時間につき 300								

備考 体育館の全面を使用する場合の利用料金については、体育競技に使用するときには上段に掲げる金額を、それ以外の目的のために使用するときには下段に掲げる金額を適用する。

別表第2第1号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 灘区文化センター

施設			利用料金 (単位 円)								
名称	面積 (単位 平方 メートル)	定員 (単位 人)	専用使用の場合							個人使用の場合	
			午前 (午前 9時から 正午まで)	午後 (午後 1時から 午後5時 まで)	夜間 (午後 5時30分 から午後 9時まで)	午前・ 午後 (午前 9時から 午後5時 まで)	午後・ 夜間 (午後 1時から 午後9時 まで)	終日 (午前 9時から 午後9時 まで)	時間外 の使用 (1時間 未満の 端数は、 1時間と して計 算する。 以下同 じ。)に つき		
会議室	大	270	200	5,800	7,800	6,800	12,200	13,100	17,400	2,000	
	中	91	48	3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,600	1,300	
	小	45	24	1,900	2,600	2,300	4,100	4,300	5,700	700	
		40	18	1,700	2,300	2,000	3,600	3,900	5,100	600	
	34	14	1,500	1,900	1,700	3,100	3,300	4,300	500		
			18								
料理教室	144	48	8,000	10,700	9,400	16,900	18,100	23,900	2,700		
美術室	110	30	5,200	6,900	6,100	10,900	11,700	15,400	1,800	1人1時間につき 150	
工芸室	73	30	3,400	4,600	4,000	7,200	7,800	10,200	1,200	1人1時間につき 150	
服飾室	91	36	4,300	5,700	5,000	9,000	9,700	12,800	1,500		
音楽室	100	40	4,700	6,300	5,500	9,900	10,600	14,000	1,600		
陶芸室	121	40	5,700	7,600	6,700	12,000	12,800	17,000	1,900	1人3時間 (3時間未満 の端数は、3 時間として計 算する。以下 同じ。)につ き 450	
和室	63	30	3,000	4,000	3,500	6,200	6,700	8,800	1,000		
伝承芸	50	24	2,400	3,100	2,800	5,000	5,300	7,000	800		

能室											
体	全面	530		3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,600	1,300	
育	バド			1面 2時間につき 700							
館	ミン トン コー ト										
	卓球 台			1台 2時間につき 300							

別表第2第2号を次のように改める。

(2) 附属設備の使用料

ア 東灘区文化センター，灘区民ホール，葺合文化センター，生田文化会館，北区文化センター，北神区文化センター，須磨区文化センター及び西区文化センター 1設備1回につき 6,300円

イ 灘区文化センター，兵庫区文化センター，長田区文化センター及び垂水区文化センター 1設備1回につき 3,600円

ウ 北須磨文化センター 1台1時間につき 300円

(文化センター条例の一部改正)

第2条 神戸市立文化センター条例の一部を次のように改正する。

第2条の表神戸市立葺合文化センターの項中「及び旗塚通4丁目4番1号」を削る。

別表第1葺合文化センターの項中「大ホール 大ホール附属室」を削り，同表中備考1を削り，備考2を備考とする。

別表第2第1号エ大ホールの項及び大ホール附属室の項を削り，同表中備考1を削り，備考2を備考1とし，備考3を備考2とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，令和2年4月1日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の改正規定 令和2年7月1日

(2) 附則第5項及び第6項の規定 公布の日

(勤労市民センター条例の廃止)

2 神戸市立勤労市民センター条例（昭和48年3月条例第72号）は、廃止する。
（都市公園条例の改正）

3 神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号落合中央公園の項中「プール」、「体育館」、「柔剣道室」、「トレーニング室」、「集会室」、「料理室」、「音楽室」、「美術室」、「陶芸室」及び「工芸室」を削り、同表第2号落合中央公園の項を削る。

別表第2第2号の表落合中央公園の項を削り、同表第6号の表プールの部落合中央公園の項、体育館の部落合中央公園の項、柔剣道室の部、トレーニング室の部、集会室の部落合中央公園の項、料理室の部落合中央公園の項、音楽室の部、美術室の部、陶芸室の部及び工芸室の部を削り、同表第7号電気炉の部を削る。

（経過措置）

4 この条例の施行の日前の使用に係る利用料金の収受については、なお従前の例による。

（準備行為）

5 第1条による改正後の神戸市立文化センター条例（以下「新条例」という。）別表第1に掲げる施設に係る新条例第6条第1項の許可、新条例第10条第1項の利用料金の収受その他必要な行為は、この条例の施行前においてもすることができる。

6 新条例を施行するために必要な別表第1に掲げる施設に係る指定管理者の指定、許可その他の行為は、この条例の施行前においても、この新条例の例によりすることができる。

理 由

神戸市立区民センター、神戸市立勤労市民センター及び神戸市立北須磨文化センターを市民の文化活動・地域活動及び交流の各区の拠点として整備し、機能の統一化及び市民サービスの向上・均質化を図ること等に伴い、条例を改正する必要があるため。また、神戸市立葺合文化センターの大ホール及び大ホール附属室を廃止す

るに当たり，条例を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市立区民セ

(現 行)

神戸市立区民センター条例

(設置)

第1条 市民の文化の向上，福祉の増進及び余暇の活用を図るとともに，市民相互の交流及び地域活動の振興に資するため，神戸市立区民センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は，次の表のとおりとする。

名称	位置
神戸市立東灘区民センター本館	神戸市東灘区住吉東町5丁目1番16号
神戸市立灘区民ホール	神戸市灘区岸地通1丁目1番1号
神戸市立葺合文化センター	神戸市中央区熊内橋通7丁目1番13号及び旗塚通4丁目4番1号
神戸市立生田文化会館	神戸市中央区中山手通6丁目1番40号
神戸市立北区民センター	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目22番1号及び26番1号
神戸市立北神区民センター	神戸市北区藤原台中町1丁目3番1号
神戸市立須磨区市民センター	神戸市須磨区中島町1丁目2番3号
神戸市立西区民センター	神戸市西区糺台5丁目6番1号

(第1条による改正案)

神戸市立文化センター条例

(____は、改正部分を示す。)

市民の健康及び福祉の増進並びに文化の向上を図るとともに、地域活動の振興及び市民相互の交流に資するため、神戸市立文化センター（以下「センター」という。）を設置する。

名称	位置	
神戸市立東灘区文化センター	神戸市東灘区住吉東町5丁目1番16号	
神戸市立灘区文化センター	神戸市灘区深田町4丁目1番39-401号	
神戸市立灘区民ホール	神戸市灘区岸地通1丁目1番1号	
神戸市立葺合文化センター	神戸市中央区熊内橋通7丁目1番13号及び旗塚通4丁目4番1号	
神戸市立生田文化会館	神戸市中央区中山手通6丁目1番40号	
神戸市立兵庫区文化センター	神戸市兵庫区羽坂通4丁目1番1号	
神戸市立北区文化センター	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目22番1号及び26番1号	
神戸市立北神区文化センター	神戸市北区藤原台中町1丁目3番1号	
神戸市立長田区文化センター	本館	神戸市長田区若松町5丁目5番1号
	別館	神戸市長田区若松町4丁目2番15号
神戸市立須磨区文化センター	神戸市須磨区中島町1丁目2番3号	
神戸市立北須磨文化センター	神戸市須磨区中落合3丁目1番2号	
神戸市立垂水区文化センター	神戸市垂水区日向町1丁目5番1号	
神戸市立西区文化センター	神戸市西区糺台5丁目6番1号	

(事業)

第3条 センターは、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 地域活動及び文化の向上のための催しに施設を利用させること。

(2) _____ 地域各種団体の健全な育成を図るために施設を利用させること。

(3), (4) 略

(使用の許可)

第6条 施設を使用しようとする者(以下「使用申請者」という。)は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める施設については、この限りでない。

2 略

(届出)

第7条 使用申請者は、施設の使用に当たって入場料、受講料その他の対価を収受するとき、又は営利若しくは第1条に規定する目的以外の目的のために施設を使用しようとするときは、規則で定める事項を指定管理者に届け出なければならない。

(使用期間)

第9条 施設は、引き続き3日を超える独占的な使用をすることはできない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金)

第10条 略

2 第6条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2に定める額(営利その他第1条の目的以外の目的に使用する場合にあっては、別表第2に定める額の5倍の額)の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3～5 略

別表第1 (第4条関係)

センター	施設
東灘区民センター本館	大ホール 会議室 多目的ホール 料理教室 和室 衣服文化室 音楽室 視聴覚室 美術室 陶芸室 図書コーナー 青少年コーナー ロビーその他の便益施設

市民の健康及び福祉の増進並びに

地域活動の振興及び

センター	施設
東灘区文化センター	大ホール 会議室 多目的ホール 料理教室 和室 衣服文化室 音楽室 視聴覚室 美術室 陶芸室 図書コーナー 青少年コーナー ロビーその他の便益施設

灘区民ホール	大ホール 会議室 音楽室 ロビーその他の便益施設
葺合文化センター	大ホール 大ホール附属室 会議室 多目的室 和室 ロビー その他の便益施設
生田文化会館	大ホール 会議室 多目的ホール 料理教室 和室 衣服文化 室 音楽室 視聴覚室 美術室 陶工芸室 体育室 青少年コ ーナー ロビーその他の便益施設
北区民センター	大ホール 会議室 多目的ホール 研修室 料理教室 和室 音楽室 トレーニング室 体育館 談話室 ロビーその他の便 益施設
北神区民センター	大ホール 会議室 多目的ホール 和室 音楽室 美術室 陶 工芸室 青少年コーナー 駐車場 ロビーその他の便益施設
須磨区民センター	大ホール 会議室 料理教室 和室 衣服文化室 音楽室 美 術室 陶工芸室 区民ギャラリー 談話室 青少年コーナー ロビーその他の便益施設
西区民センター	大ホール 会議室 多目的ホール 料理教室 和室 衣服文化 室 音楽室 視聴覚室 美術室 陶工芸室 区民ギャラリー 青少年コーナー ロビーその他の便益施設

灘区文化センター	会議室 料理教室 美術室 工芸室 服飾室 音楽室 陶芸室 和室 伝承芸能室 体育室 老人談話室 ロビーその他の便益施設	
灘区民ホール	大ホール 会議室 音楽室 ロビーその他の便益施設	
葺合文化センター	大ホール 大ホール附属室 会議室 多目的室 和室 ロビー その他の便益施設	
生田文化会館	大ホール 会議室 多目的ホール 料理教室 和室 衣服文化 室 音楽室 視聴覚室 美術室 陶工芸室 体育室 青少年コ ーナー ロビーその他の便益施設	
兵庫区文化センター	会議室 料理教室 講習室 美術室 日曜大工室 服飾室 音 楽練習室 体育館 青少年ホール ロビーその他の便益施設	
北区文化センター	大ホール 会議室 多目的ホール 研修室 料理教室 和室 音楽室 トレーニング室 体育館 談話室 ロビーその他の便 益施設	
北神区文化センター	大ホール 会議室 多目的ホール 和室 音楽室 美術室 陶 工芸室 青少年コーナー 駐車場 ロビーその他の便益施設	
長田区文化センター	本館	会議室 音楽鑑賞・会議室 講習室 美術室 多目的ホール 染色室 文化教室 和室 陶芸 室 体育館 老人談話室 青少年ホール ロビ ーその他の便益施設
	別館	大ホール 会議室 講習室 多目的室 和室 料理教室 ロビーその他の便益施設
須磨区文化センター	大ホール 会議室 料理教室 和室 衣服文化室 音楽室 美 術室 陶工芸室 区民ギャラリー 談話室 青少年コーナー ロビーその他の便益施設	
北須磨文化センター	プール 体育館 柔剣道室 トレーニング室 集会室 料理室 音楽室 美術室 陶芸室 工芸室 電気炉	
垂水区文化センター	大ホール 会議室 講習室 料理教室 美術室 多目的ホール	

別表第2（第10条関係）

(1) 施設の利用料金

ア 東灘区民センター本館

	木工工芸室 音楽練習室 和室 体育館 トレーニング室 ギャラリー 青少年コーナー ロビーその他の便益施設
西区文化センター	大ホール 会議室 多目的ホール 料理教室 和室 衣服文化室 音楽室 視聴覚室 美術室 陶工芸室 区民ギャラリー 青少年コーナー ロビーその他の便益施設

東灘区文化センター

イ 灘区文化センター

施設			利用料金（単位 円）								個人使用の場合
名称	面積 （単位 平方 メートル）	定員 （単位 人）	専用使用の場合								
			午前 （午前 9時から 正午まで）	午後 （午後 1時から 午後5時 まで）	夜間 （午後 5時30分 から午後 9時まで）	午前・ 午後 （午前 9時から 午後5時 まで）	午後・ 夜間 （午後 1時から 午後9時 まで）	終日 （午前 9時から 午後9時 まで）	時間外 の使用 （1時間 未満の 端数は、 1時間と して計 算する。 以下同 じ。） につき		
会議室	大	270	200	5,800	7,800	6,800	12,200	13,100	17,400	2,000	
	中	91	48	3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,600	1,300	
	小	45	24	1,900	2,600	2,300	4,100	4,300	5,700	700	
		40	18	1,700	2,300	2,000	3,600	3,900	5,100	600	
		34	14 18	1,500	1,900	1,700	3,100	3,300	4,300	500	
料理教室	144	48	8,000	10,700	9,400	16,900	18,100	23,900	2,700		
美術室	110	30	5,200	6,900	6,100	10,900	11,700	15,400	1,800	1人1時間につき 150	
工芸室	73	30	3,400	4,600	4,000	7,200	7,800	10,200	1,200	1人1時間につき 150	
服飾室	91	36	4,300	5,700	5,000	9,000	9,700	12,800	1,500		
音楽室	100	40	4,700	6,300	5,500	9,900	10,600	14,000	1,600		
陶芸室	121	40	5,700	7,600	6,700	12,000	12,800	17,000	1,900	1人3時間（3時間未満の端数は、3時間として計算する。以下同じ。）につき 450	
和室	63	30	3,000	4,000	3,500	6,200	6,700	8,800	1,000		
伝承芸能室	50	24	2,400	3,100	2,800	5,000	5,300	7,000	800		

イ
ウ
エ

体育館	全面	530		3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,600	1,300	
	バドミントンコート			1面 2時間につき 700							
	卓球台			1台 2時間につき 300							

ウ

エ

オ

カ 兵庫区文化センター

施設			利用料金（単位 円）								
名称	面積 （単位 平方 メートル）	定員 （単位 人）	専用使用の場合								個人使用の場合
			午前 （午前 9時から 正午まで）	午後 （午後 1時から 午後5時 まで）	夜間 （午後 5時30分 から午後 9時まで）	午前・ 午後 （午前 9時から 午後5時 まで）	午後・ 夜間 （午後 1時から 午後9時 まで）	終日 （午前 9時から 午後9時 まで）	時間外 の使用 1時間 につき		
会議室	大	90	54	3,900	5,100	4,500	8,100	8,700	11,500	1,300	
	中	61	45	2,600	3,500	3,100	5,500	5,900	7,800	900	
	小	45	26	1,900	2,600	2,300	4,100	4,300	5,700	700	
		42	27	1,800	2,400	2,100	3,800	4,100	5,400	600	
		39	15	1,700	2,200	2,000	3,500	3,800	5,000	600	
特別会議室	52	21	2,500	3,300	2,900	5,200	5,500	7,300	900		
料理教室	114	48	6,400	8,500	7,400	13,400	14,300	18,900	2,200		
講習室	109	72	4,700	6,200	5,500	9,800	10,500	13,900	1,600		
美術室	105	40	5,000	6,600	5,800	10,400	11,100	14,700	1,700	1人1時間につき 150	
日曜大工室	87	39	4,100	5,500	4,800	8,600	9,200	12,200	1,400	1人1時間につき 150	
服飾室	77	42	3,600	4,800	4,200	7,600	8,200	10,800	1,200		
音楽練習室	110	40	5,200	6,900	6,100	10,900	11,700	15,400	1,800		
体育館	全面	1,086		7,800	10,400	9,200	16,400	17,600	23,200	2,600	
			15,600	20,800	18,400	32,800	35,200	46,400	5,200		
	半面	500		3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,600	1,300	
	バドミントンコート			1面 2時間につき 700							
	卓球台			1台 2時間につき 300							

備考 体育館の全面を使用する場合の利用料金については、体育競技に使用するとき

は上段に掲げる金額を、それ以外の目的のために使用するときには下段に掲げる金額

オ 北区民センター

カ 北神区民センター

を適用する。

キ 北区文化センター

ク 北神区文化センター

ケ 長田区文化センター

施設			利用料金（単位 円）								
名称	面積 （単位 平方 メートル）	定員 （単位 人）	専用使用の場合							個人使用の場合	
			午前 （午前 9時から 正午まで）	午後 （午後 1時から 午後5時 まで）	夜間 （午後 5時30分 から午後 9時まで）	午前・ 午後 （午前 9時から 午後5時 まで）	午後・ 夜間 （午後 1時から 午後9時 まで）	終日 （午前 9時から 午後9時 まで）	時間外 の使用 1時間 につき		
大ホール	580	414	24,900	33,200	29,000	52,300	56,000	74,000	8,300		
会議室	大	384	400	16,500	22,000	19,200	34,600	37,100	49,000	5,500	
	中	101	70	4,300	5,800	5,100	9,100	9,700	12,900	1,500	
		55	30	2,400	3,100	2,800	5,000	5,300	7,000	800	
	小	57	24	2,400	3,300	2,900	5,100	5,500	7,300	800	
		36	24	1,500	2,100	1,800	3,200	3,500	4,600	500	
	29	18	1,200	1,700	1,500	2,600	2,800	3,700	400		
音楽鑑賞・会議室	36	20	1,700	2,300	2,000	3,600	3,800	5,100	600		
講習室	70	54	3,300	4,400	3,900	6,900	7,400	9,800	1,100		
	60	42	2,600	3,400	3,000	5,400	5,800	7,700	900	1人1時間につき 150	
		36									
		24									
美術室	97	45	4,600	6,100	5,300	9,600	10,300	13,600	1,600	1人1時間につき 150	
多目的ホール	76	45	3,600	4,800	4,200	7,500	8,100	10,700	1,200		
多目的室	105	48	5,000	6,600	5,800	10,400	11,100	14,700	1,700		
染色室	86	40	4,100	5,400	4,700	8,500	9,100	12,100	1,400	1人1時間につき 150	
文化教室	77	40	3,600	4,800	4,200	7,600	8,200	10,800	1,200	1人1時間につき 150	
和室	81	50	3,800	5,100	4,500	8,000	8,600	11,400	1,300		
	44	18	2,100	2,800	2,400	4,400	4,700	6,200	700		
陶芸室	85	20	4,000	5,300	4,700	8,400	9,000	11,900	1,400	1人3時間につき 450	
料理教室	95	37	5,300	7,100	6,200	11,100	11,900	15,800	1,800		
体育館	全面	1,000		7,800	10,400	9,200	16,400	17,600	23,200	2,600	
				15,600	20,800	18,400	32,800	35,200	46,400	5,200	
	半面	500		3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,600	1,300	
	バドミントンコート			1面 2時間につき 700							

キ 須磨区民センター

卓球台			1台 2時間につき 300								
トレーニング室	270	60	11,600	15,400	13,500	24,300	26,100	34,500	3,900	1人2時間（2時間未満の端数は、2時間として計算する。以下同じ。）につき 300	

備考

- 1 会議室にあつては大，中（面積が55平方メートルのもの）及び小（面積が36平方メートルのもの）は本館に，中（面積が101平方メートルのもの）及び小（面積が57平方メートル及び29平方メートルのもの）は別館に，講習室にあつては面積が60平方メートルのものは本館に，面積が70平方メートルのものは別館に，和室にあつては面積が81平方メートルのものは本館に，面積が44平方メートルのものは別館に，それぞれ置く。
- 2 体育館の全面を使用する場合の利用料金については，体育競技に使用するときには上段に掲げる金額を，それ以外の目的のために使用するときには下段に掲げる金額を適用する。

コ 須磨区文化センター

サ 北須磨文化センター

施設			利用料金（単位 円）							個人使用の場合	団体使用の場合
名称	面積（単位平方メートル）	定員（単位人）	専用使用の場合								
			午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	夜間（午後5時から午後9時まで）	午前・午後（午前9時から午後5時まで）	午後・夜間（午後1時から午後9時まで）	終日（午前9時から午後9時まで）	時間外の使用につき		
プール								120,000		15歳以上の者（中学生を除く。） 1人1回 600 中学生以下の者 1人1回 300 回数利用券による場合 11回につき15歳以上の者 （中学生	20人以上 50人未満の団体 個人利用の1 割引 50人以上の団体 個人利用の2 割引

											を除く。) 6,000 中学生以下の者 3,000
体育館	全面	690		5,400	7,200	6,300	11,300	12,200	16,100	1時間 1,800	
	片面	345		2,700	3,600	3,150	5,650	6,100	8,050	1時間 900	
	バドミントンコート									1面1時間 350	
柔剣道室	156		1,700	2,200	1,900	3,500	3,700	4,900	卓球台 1台2時間 300	1人1時間 250	
トレーニング室	112									1人1時間 250 回数利用券による場合 1時間を1回とし 11回につき 2,500	
大会議室	234	250	10,000	13,400	11,700	21,100	22,600	29,800			
中会議室	64	30	2,700	3,700	3,200	5,800	6,200	8,200			
小会議室1	30	10	1,300	1,700	1,500	2,700	2,900	3,800			
小会議室2	36	15	1,500	2,100	1,800	3,200	3,500	4,600			
小会議室3	44	20	1,900	2,500	2,200	4,000	4,200	5,600			
小会議室4	56	30	2,400	3,200	2,800	5,000	5,400	7,100			
小会議室5	40	20	1,700	2,300	2,000	3,600	3,900	5,100			
和室1	54	30	2,300	3,100	2,700	4,900	5,200	6,900			
和室2	45	25	1,900	2,600	2,300	4,100	4,400	5,800			
和室3	45	25	1,900	2,600	2,300	4,100	4,400	5,800			
特別会議室	33	10	1,400	1,900	1,700	3,000	3,200	4,300			
料理室	122	40	6,800	9,100	7,900	14,300	15,300	20,200			
音楽室	109	40	5,100	6,800	6,000	10,700	11,500	15,200			
美術室	84	40	4,000	5,300	4,600	8,400	8,900	11,800		1人1時間 200	
陶芸室	98	40	4,600	6,200	5,400	9,700	10,400	13,800		1人1時間	

ク 西区民センター

(2) 附属設備の使用料 1設備1回につき 6,300円

											200
工芸室	59	30	2,800	3,700	3,200	5,900	6,200	8,200		1人1時間	200

シ 垂水区文化センター

施設			利用料金（単位 円）							
名称	面積 （単位 平方 メートル）	定員 （単位 人）	専用使用の場合							個人使用の場合
			午前 （午前 9時から 正午まで）	午後 （午後 1時から 午後5時 まで）	夜間 （午後 5時30分 から午後 9時まで）	午前・ 午後 （午前 9時から 午後5時 まで）	午後・ 夜間 （午後 1時から 午後9時 まで）	終日 （午前 9時から 午後9時 まで）	時間外 の使用 1時間 につき	
大ホール	501	572	21,500	28,700	25,100	45,100	48,400	63,900	7,200	
会議室	中	66	30	2,800	3,800	3,300	5,900	6,400	8,400	1,000
		48	24	2,100	2,700	2,400	4,300	4,600	6,100	700
		47	22	2,000	2,700	2,400	4,200	4,500	6,000	700
	小	42	20	1,800	2,400	2,100	3,800	4,100	5,400	600
		37	20	1,600	2,100	1,900	3,300	3,600	4,700	600
		29	10	1,200	1,700	1,500	2,600	2,800	3,700	400
	14	6	600	800	700	1,300	1,400	1,800	200	
講習室	73	32	3,100	4,200	3,700	6,600	7,000	9,300	1,100	
料理教室	119	36	6,600	8,800	7,700	13,900	14,900	19,700	2,200	
美術室	99	40	4,700	6,200	5,500	9,800	10,500	13,900	1,600	1人1時間につき 150
多目的ホール	132	96	5,700	7,600	6,600	11,900	12,700	16,800	1,900	
木工工芸室	77	30	3,600	4,800	4,200	7,600	8,200	10,800	1,200	1人1時間につき 150
音楽練習室	77	30	3,600	4,800	4,200	7,600	8,200	10,800	1,200	
和室	72	30	3,400	4,500	4,000	7,100	7,600	10,100	1,200	
体育館	全面	562	4,400	5,800	5,100	9,200	9,900	13,000	1,500	
	バドミントンコート		1面 2時間につき 700							
	卓球台		1台 2時間につき 300							
トレーニング室	210		9,000	12,000	10,500	18,900	20,300	26,800	3,000	1人2時間につき 300

ス 西区文化センター

(2) 附属設備の使用料

ア 東灘区文化センター，灘区民ホール，葺合文化センター，生田文化会館，北区文化センター，北神区文化センター，須磨区文化センター及び西区文化センター 1設備1回につき 6,300円

|

イ 灘区文化センター，兵庫区文化センター，長田区文化センター及び垂水区文化センター

ー 1 設備 1 回につき 3,600円

ウ 北須磨文化センター 1 台 1 時間につき 300円

(参考 2)

神戸市立文化セ

(第1条による改正案)

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
略	略
神戸市立葺合文化センター	神戸市中央区熊内橋通7丁目1番13号及び旗塚通4丁目4番1号
略	略

別表第1 (第4条関係)

センター	施設
略	略
葺合文化センター	大ホール 大ホール附属室 会議室 多目的室 和室 ロビーその他の便益施設
略	略

備考

- 1 葺合文化センターの施設のうち、神戸市中央区熊内橋通7丁目1番13号に存するものは大ホール及び大ホール附属室を除いた施設であり、神戸市中央区旗塚通4丁目4番1号に存するものは大ホール、大ホール附属室及びロビーその他の便益施設である。
- 2 北区民センターの施設のうち、神戸市北区鈴蘭台西町1丁目22番1号に存するものは大ホール、多目的ホール及び音楽施設を除いた施設であり、神戸市北区鈴蘭台西町1丁目26番1号に存するものは大ホール、多目的ホール、音楽室及びロビーその他の便益施設である。

別表第2 (第10条関係)

(1) 施設の利用料金
ア、イ 略

ウ

施設			利用料金 (単位 円)							
名称	面積 (単位 平方メ ートル)	定員 (単 位 人)	専用使用の場合							個人使用の 場合
			午前 (午前 9時から 正午ま で)	午後 (午後 1時から 午後5時 まで)	夜間 (午後 5時30分 から午後 9時まで)	午前・ 午後 (午前 9時から 午後5時 まで)	午後・ 夜間 (午後 1時から 午後9時 まで)	終日 (午前 9時から 午後9時 まで)	時間外 の使用 につき	

(第2条による改正案)

(____は、改正部分を示す。)

1 北区民センターの施設のうち、神戸市北区鈴蘭台西町1丁目22番1号に存するものは大ホール、多目的ホール及び音楽施設を除いた施設であり、神戸市北区鈴蘭台西町1丁目26番1号に存するものは大ホール、多目的ホール、音楽室及びロビーその他の便益施設である。

エ

大ホール		315	320	13,500	18,000	15,800	28,400	30,400	40,200	4,500	
大ホール 附属室		30	20	1,400	1,900	1,600	3,000	3,200	4,200	500	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

備考

- 1 大ホール附属室は、大ホールを使用する場合において、使用できるものとする。
- 2 会議室小（面積が60平方メートルのものに限る。）の利用料金については、洋裁、和裁又は着付けのために使用する場合は上段に掲げる金額を、それ以外の目的のために使用する場合は下段に掲げる金額を適用する。
- 3 多目的室の利用料金については、会議以外の目的のために使用する場合は上段に掲げる金額を、会議の目的のために使用する場合は下段に掲げる金額を適用する。

—

1

2

(参考 3)

神戸市都市

(現 行)

別表第1 (第2条関係)

(1) 附属設備を除く有料公園施設

都市公園名	有料公園施設
略	略
落合中央公園	プール 体育館 柔剣道室 トレーニング室 駐車場 集会室 料理室 音楽室 美術室 陶芸室 工芸室
略	略

(2) 附属設備である有料公園施設

都市公園名	有料公園施設
略	略
落合中央公園	電気炉
略	略

別表第2 (第14条関係)

(1) 略

(2) 公園施設を管理する場合

都市公園名	公園施設名	使用料
略	略	略
落合中央公園	喫茶店	1平方メートル1月につき 880円
	販売コーナー	1平方メートル1月につき 880円
略	略	略

(3)～(5) 略

(6) 有料公園施設 (附属設備を除く。) を利用する場合

種類	都市公園名	区分	独占利用						個人利用	団体利用
			午前	午後	夜間	午前・午後	終日	時間利用		

(改正案)

(____ は、改正部分を示す。)

						午後	夜間				
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
プ	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
ー											
ル	落合 中央 公園							120, 000 円		15歳以上の 者（中学生 を除く。） 1人1回 600円 中学生以下 の者 1人 1回 300 円 回数利用券 による場合 11回につき 15歳以上の 者（中学生 を除く。） 6,000円 中学生以下 の者 3,000円	20人以上 50人未満 の団体 個人利 用の1 割引 50人以上 の団体 個人利 用の2 割引
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
体	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
育	落合	全面	5,40	7,20	6,30	11,3	12,2	16,1	1時間		
館	中央		0円	0円	0円	00円	00円	00円	1,800円		
	公園	半面	2,70	3,60	3,15	5,65	6,10	8,05	1時間		

			0円	0円	0円	0円	0円	0円	900円		
		バドミ ントン コート							1面1 時間 350円		
	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
柔 剣 道 室	落合 中央 公園		1,70 0円	2,20 0円	1,90 0円	3,50 0円	3,70 0円	4,90 0円	卓球台 1台2 時間 300円	1人1時間 250円	
ト レ ー ニ ン グ 室	落合 中央 公園									1人1時間 250円 回数利用券 による場合 1時間を1 回とし11回 につき 2,500円	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
集 会 室	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
	落合	大会議 室	10,0 00円	13,4 00円	11,7 00円	21,1 00円	22,6 00円	29,8 00円			
	公園	中会議 室	2,70 0円	3,70 0円	3,20 0円	5,80 0円	6,20 0円	8,20 0円			
		小会議 室1	1,30 0円	1,70 0円	1,50 0円	2,70 0円	2,90 0円	3,80 0円			
		小会議 室2	1,50 0円	2,10 0円	1,80 0円	3,20 0円	3,50 0円	4,60 0円			
		小会議	1,90	2,50	2,20	4,00	4,20	5,60			

		室 3	0円	0円	0円	0円	0円	0円			
		小会議	2,40	3,20	2,80	5,00	5,40	7,10			
		室 4	0円	0円	0円	0円	0円	0円			
		小会議	1,70	2,30	2,00	3,60	3,90	5,10			
		室 5	0円	0円	0円	0円	0円	0円			
		和室 1	2,30	3,10	2,70	4,90	5,20	6,90			
			0円	0円	0円	0円	0円	0円			
		和室 2	1,90	2,60	2,30	4,10	4,40	5,80			
			0円	0円	0円	0円	0円	0円			
		和室 3	1,90	2,60	2,30	4,10	4,40	5,80			
			0円	0円	0円	0円	0円	0円			
		特別会 議室	1,40 0円	1,90 0円	1,70 0円	3,00 0円	3,20 0円	4,30 0円			
料	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
理	落合		6,80	9,10	7,90	14,3	15,3	20,2			
室	中央		0円	0円	0円	00円	00円	00円			
	公園										
音	落合		5,10	6,80	6,00	10,7	11,5	15,2			
楽	中央		0円	0円	0円	00円	00円	00円			
室	公園										
美	落合		4,00	5,30	4,60	8,40	8,90	11,8		1人1時間	
術	中央		0円	0円	0円	0円	0円	00円		200円	
室	公園										
陶	落合		4,60	6,20	5,40	9,70	10,4	13,8		1人1時間	
芸	中央		0円	0円	0円	0円	00円	00円		200円	
室	公園										
工	落合		2,80	3,70	3,20	5,90	6,20	8,20		1人1時間	
芸	中央		0円	0円	0円	0円	0円	0円		200円	
室	公園										

略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(7) 附属設備である有料公園施設を利用する場合

附属設備の種類	都市公園名	使用料
略	略	略
電気炉	落合中央公園	1台1時間につき 300円
略	略	略

